四　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第六号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項 ［2～14　略］	四　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第六号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項 ［2～14　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成三十一年一月十七日から施行する。